





更新をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

**附 則** (令和二年二月一日農林水産省・経済産業省・環境省令第一号)

この省令は、肥料取締法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

**附 則** (令和六年二月二十八日農林水産省・経済産業省・環境省令第一号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

**附 則** (令和六年三月二十九日農林水産省・経済産業省・環境省令第二号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別記様式

別記様式

	40センチメートル以上
登録再生利用事業者証	
この標識は、食品衛生法第97条の再生利用等の規定に基づき登録再生利用事業者としての登録の正誤を内容を表示しています。	
登 録 番 号	
登録年月日(登録有効期限)	年 月 日 ( 年 月 日まで有効)
氏 名 又 は 名 称	
代 表 者 の 氏 名	
再生利用事業の内容	
事業場の名称及び所在地	

(備考) 登録場所の欄には、番号の順に登録行役名を記載すること。